

文部科学省先端研究基盤共用促進事業（共用プラットフォーム形成支援プログラム）
臨床質量分析共用プラットフォーム
質量分析装置群共用に関する取扱要領

（目的）

第1条 本要領は、臨床質量分析共用プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）の代表機関である横浜市立大学先端医科学研究センター（以下「横浜市大」という。）、実施機関である国立がん研究センター研究所（以下「国立がんセンター」という。）及び北里大学疾患プロテオミクスセンター（以下「北里大」という。）に設置されている質量分析装置群（以下「MS」という。）を対象に、利用に関する取り扱い、及び事務手続き等を定めるものとする。利用できるMSはホームページに記載のとおりである。

（基本方針）

第2条 MSの利用は、横浜市大、国立がんセンター及び北里大の各施設の業務等に支障のない範囲とする。MSを利用する者は、利用実験を安全に実施するとともに、各機関スタッフや他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。作業を行う場合は、各機関スタッフの指示に従うこと。また、関係法令、各機関の規程及び各種手続き等を遵守すること。

（利用の条件）

第3条 利用に際しては、以下の項目を全て満たすこと。

- MSを利用する者は利用料金の支払能力を有し、産官学を問わず法人格を有する研究機関に所属していること。
- 利用目的は学術研究に関する分析のみとし、それ以外の目的の分析及び機器の貸与については、各機関との契約があるもののみとする。
- 利用にあたり各機関（横浜市大、国立がんセンター及び北里大）が定める諸規程に従うものとする。

（利用の申請）

第4条 申請者はプロジェクト研究及び共同研究の2つの利用形態のいずれかを選択し申請する。申請は、ホームページの申請書をダウンロードし、必要事項を記入後、指定のメールアドレスに送ること。ただし、研究計画に関する資料があるときは、開示できる範囲でその複写を事務局に提出すること。研究計画に関する資料の複写を提出したときは、上に定められた申請書の提出を省略できる。

（利用の許可）

第5条 プロジェクト研究の申請はプロジェクト研究審査会に諮る。共同研究の申請は共

同研究者である各機関スタッフを含めた関係者で協議する。また、機器の稼働状況、分析の内容等から利用できない場合がある。利用が適当であると認められた時は、これを許可し、その旨を各機関研究代表者あるいは本プラットフォーム事務局より申請者に通知する。

（利用の事前相談）

第6条 利用者は、利用開始前に、各機関スタッフと事前の相談を行うこと。また、依頼書あるいは相当する書類を提出すること。

（利用料金）

第7条 利用料金は利用後に実際の作業を全て見直し、精算、請求される。利用料金の目安はホームページに記載のとおりである。共同研究の利用料金の分担率は利用後に協議するものとする。但し、専用のキット・試薬を用いることになった場合は、別途負担あるいは、利用者が準備する。

（研究成果・利用実績の取扱）

第8条 利用研究成果は利用者に帰属する。ただし、共同研究の研究成果は、その分担率による。また、MSを利用した成果を含む学术论文、書籍、学会ポスター、学会口頭発表及び講演等の公知となる印刷物及び電子媒体には、本プラットフォームを利用した旨必ず記載すること。特に学术论文などに投稿する場合は、材料および方法、あるいは謝辞に少なくとも記載すること。また、記載された印刷物1部あるいは電子媒体の複製を必ず提出すること。これらは、業績件数を集計し、機密保持の範囲内で本プラットフォーム中間及び終了時の報告書に利用する。

（協議）

第9条 上記の項目に記載のない問題等が生じた場合は、誠意をもって速やかに協議の上これを解決するものとする。